



# 連合愛知安全衛生センターだより

愛知県労働者安全衛生センター 〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1丁目4-18 ワークライフプラザあろ 3F  
TEL(052) 684-0003 FAX(052) 684-0303 連合愛知ホームページからも閲覧できます <http://www.rengo-aichi.or.jp>

## 11月は過労死等防止啓発月間です

### 労働時間ルールを守り過労死等ゼロの職場に!!

2020年4月1日から、罰則付き時間外労働の上限規制や労働時間の客観的な把握が本格的に始まっています。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(2018年7月策定)は、2021年7月新たな数値目標が制定されました。

過労死等をなくすためには、行政(国・地方公共団体)や企業の取り組みに加え、労働組合の役割がとても重要です。連合では、職場から過労死等を出さないために、労働時間ルールを守るなどの過重労働対策を推進しています。

私たちの職場から痛ましい過労死等を出さないために過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の关心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。連合でも、「過労死等ゼロ」の実現をめざして、11月の過労死等防止啓発月間に取り組みを行っています。

毎年200件前後の過労死・過労自殺が労働災害として認定されており、過労死等ゼロに向けた取り組み強化は喫緊の課題です。

さらに、コロナ禍における働き方やテレワークの拡がりなど、働く人たちを取り巻く状況が大きく変化するなか、誰もが安心して働ける職場づくりがますます重要です。



### 「過労死等防止のための対策に関する大綱」(2021年7月) の数値目標

|             |  |
|-------------|--|
| 長時間労働の削減    | ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2025年まで)  |
| 勤務間インターバル制度 | ○制度を知らない企業の割合を5%未満(2025年まで)<br>○制度導入企業の割合を15%以上(2025年まで)<br>※いずれも労働者30人以上の企業 |
| 年次有給休暇の取得率  | ○取得率を70%以上(2025年まで)<br>※特に取得日数ゼロの者の解消に向けて取り組む                                |
| メンタルヘルス対策   | ○対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2022年まで)  |
| 相談先の整備      | ○仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場に相談先がある労働者の割合を90%以上(2022年まで)                           |
| ストレスチェックの活用 | ○ストレスチェック結果を集団分析して活用した事業場の割合を60%以上(2022年まで)                                  |

### 2021年10月度 愛知県の死亡災害発生状況 <11月17日現在速報値>

22人(5人) 対前年同期39人(4人) ※( )内は交通事故による死者の内数

| 10月 | 業種・規模          | 被災者             | 事故の型          | 災害状況   |
|-----|----------------|-----------------|---------------|--|
|     |                |                 |               |  |
| 10月 | その他建設業<br>9名以下 | 40代<br>大工<br>4年 | 墜落・転落<br>足場   | 住宅の外壁塗装工事後に、足場解体のため屋根上でシート外し作業をしていた被災者が屋根端から墜落した。傾斜のある屋根上で転倒し、そのまま転落したとみられる。 |
|     | 教育研究業<br>9名以下  | 庭師<br>80代<br>2年 | 墜落・転落<br>はしご等 | 樹木剪定作業中に、梯子状にして木に括り付けた脚立の約4mの位置から墜落したとみられる。ヘルメット、墜落制止用器具は着用していなかった。          |

# 私たちの職場における取り組み事例

第9回

田中 理事（電力総連 トーエネック労働組合）

## ■安全衛生に関する取り組みについて

トーエネック労働組合では、電力供給設備・電気設備・空調衛生設備・情報通信などの工事に従事する職場の安全衛生に対する意識高揚と、作業災害・交通災害の撲滅および疾病の予防を目指した活動を推進しています。その内容を一部ご紹介させていただきます。

まず、上部組織である電力総連・電工部会の安全衛生推進運動の取り組みを踏まえ、年間の夏季と冬季に安全衛生強調期間を設定する中、組合員とご家族、機関役員より発信される安全衛生に関するポスターやメッセージを掲載した安全衛生特集号を発行しています。ご家族や、共に働く仲間からの安全衛生に対する想いの込められた作品を紹介し、職場の安全衛生意識の高揚に繋げる取り組みとしています。

また、職場実態の把握と安全衛生に関する意見交換を目的とした安全懇談会の開催



催や、職場の意見を労働政策局会議・労働政策委員会にて論議し、会社側へ安全衛生委員会・各級運営協議会・労使委員会などを通じて、経営諸施策や業務運営への意見提言をすることで労働環境の改善に取り組んでいます。

安全に働くことは、働く者的心が満たされることです。しかし、他人任せで用意されることではなく、職場と企業、労働組合が一体感を持った安全衛生活動を基に、それぞれが積極的に取り組んでいくことが重要であると私は考えます。各産別の皆様と同じ認識のもとに、今回の取り組み紹介が皆様の安全衛生活動の一助となりますことを切に願う次第です。

## 12月1日～31日は職場の年末安全衛生推進運動実施期間です

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で51回目を迎えます。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

とりわけ、昨年度から引き続き感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業で使用するフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが重要です。年の瀬を迎える慌ただしさのなか、不幸な労働災害によって、働く仲間が誰一人けがすることなく、明るく新年を迎えられるように。



田 中 理 事



毎月発行している『安全衛生センターだより』は連合愛知安全衛生センターHPにも掲載しています。  
<https://anzen0003.rengo-aichi.or.jp/dayori/>  
過去の『だより』も掲載していますので職場での研修会等に、是非ご活用ください  
安全衛生センターだより

